

別紙4__リスク分析結果の事前通知

1. 出港前報告制度により報告された積荷情報のリスク分析を実施した結果、我が国のセキュリティ上、船卸一時停止等の措置が必要と判断した場合には、原則として報告から24時間以内に、次に掲げる事前通知を行う。
 なお、当該通知が行われた積荷について、追加情報の報告や情報の訂正が行われ、リスクの再評価を実施して問題が無いと判断した場合には、当該通知を解除する。

通知コード	事前通知の概要
DNL	船積24時間前までに税関へ報告される積荷情報について、税関のリスク分析の結果、我が国のセキュリティ上、ハイリスク貨物であると判断した場合、当該積荷の船積みを取り止めることができるようにするために行う事前通知
HLD	報告された積荷のリスク評価を完了するために、追加の情報又は情報の訂正を要請する必要がある場合に行う事前通知
DNU	<p>外国貿易船が船積港を出港した後において、税関のリスク分析の結果、我が国のセキュリティ上、ハイリスク貨物であると判断した積荷について、本邦入港時に当該積荷の船卸一時停止を行う事前通知</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>船積港出港前に「HLD」のコードの事前通知が行われた積荷について、当該事前通知が解除されることなく、当該積荷を積載した外国貿易船が船積港を出港した場合に行う事前通知</p>

2. 船積港出港24時間前(緩和措置対象地域の場合には出港前)までに積荷情報の報告がなされなかった場合には、税関より次に掲げる事前通知を行う。

通知コード	事前通知の概要
SPD	<p>積荷情報の報告が行われなかった場合に行う事前通知</p> <p>※ 報告が行われなかった積荷情報の報告を行った上で、税関による船卸許可を受けなければならない。(また、罰則の適用を受ける場合がある。)</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>積荷情報の報告が報告期限を遅れた場合に行う事前通知</p> <p>※ 税関による船卸許可を受けなければならない。(また、罰則の適用を受ける場合がある。)</p>